

## 平成 24 年度 兵庫県環境審議会大気環境部会（第 1 回）会議録

日 時 平成 25 年 3 月 18 日（月）15：00～16：45

場 所 兵庫県立のじぎく会館 大ホール

議 題 （1）ディーゼル自動車等運行規制のあり方について  
（2）今後の地球温暖化対策の方針について報告事項 （1）微小粒子状物質（PM2.5）対策について  
（2）再生可能エネルギー等導入推進基金事業について

出席者	会 長	鈴木 胖	部会長代理	西村 多嘉子
	委 員	石井 健一郎	委 員	岡田 真美子
	特別委員	小谷 通泰	委 員	川井田 清信
	委 員	小林 悦夫	委 員	中根 義信
	特別委員	新澤 秀則	特別委員	福永 征秀
	委 員	安平 一志	特別委員	山根 浩二
	特別委員	山村 充		

欠席者	副 会 長	村岡 浩爾	委 員	大久保 規子
	特別委員	北村 泰寿	委 員	西田 芳矢
	委 員	幡井 政子	特別委員	森山 正和
	委 員	渡辺 真理		

欠 員 なし

## 説明のために出席した者の職氏名

環境部長	築谷 尚嗣	環境管理局長	森川 格
環境政策課長	高松 宏文	水大気課長	秋山 和裕
水大気課主幹兼交通公害係長	藍川 昌秀	温暖化対策課長	遠藤 英二
温暖化対策課副課長	菅 範昭	温暖化対策課計画係長	志摩 武士
その他関係職員			

## 会議の概要

開 会（15：00）

冒頭、築谷環境部長から挨拶がなされた。

菅温暖化対策課副課長から委員 13 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

傍聴の申し出（1 名）及び写真撮影の申し出（1 名）を許可した。

## 審議事項及び報告事項

### 議題（１）ディーゼル自動車等運行規制のあり方について

審議の参考とするため、事務局（水大気課主幹兼交通公害係長）の説明を聴取した。（資料１ - 1、１ - 2、１ - 3、参考資料１ - 1）

### 報告事項（１）微小粒子状物質（PM2.5）対策について

事務局（水大気課主幹兼交通公害係長）の報告を聴取した。（資料１ - 4）

## （ 主な発言 ）

### （福永委員）

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について、私はトラック業界に所属しているが、トラックは99%近くがディーゼル車を利用している。業界としては、環境基準は保てていると自負しているが、運行規制のあり方は我々が事業を推進していく上で非常に大きく関連してくるため、どのようにすれば良いかについて具体的に聞きたい。また、業界で出来るだけのことをしてはいるが、メーカーが作ったもの（トラック）を使用して事業を行っている状況のため、運行にあたっての環境への考えを選別していかなくてはならない。それにどう対応していくのか、非常に苦慮している。そのことを考慮した上での、推進の仕方をしていただきたい。

### （事務局）

今後の方針については、国が定めたNO<sub>x</sub>・PM法に基づく基本方針において、平成32年に向けて環境基準を確保するとある。確保するとは、実際に環境を測定している所は測定局という点だが、交差点全体を含め、面的に環境基準を達成出来るようにしていくということである。なお、中間目標として、平成27年に、まずは全測定局で環境基準を達成できるようにしていくという基本方針が示されている。先ほど平成23年度の状況を説明したが、NO<sub>2</sub>については、ようやく全ての測定局で環境基準を達成できる状況となった。しかし、そのうちの何局かは、今ようやく環境基準値の0.06ppmをぎりぎり達成できる状況になってきたところである。今後、気象要因による濃度変動も踏まえて、安定的に全ての所で達成していくために、まずは平成27年の国の中間見直しによる状況の変化を踏まえる必要もあるため、規制については継続する。メーカーで作られた車に乗ることについては、全国一律にかかる単体規制が強化されてくるため、古くなった車を乗り換える時に、できるだけ最新適合のものを選んで頂くと、排ガスはきれいになると思う。最近は車の寿命も延びているので、中古車市場も活発になっている。そのため、できるだけ最新規制に近い車に乗り換えてもらえば、環境基準の安定的な達成に向けても進んでいくと思っている。運行規制については、後の1 - 5に出てくるが、規制自体が国の法律と密接に絡んでいるところがある。それもあり、1年前、国の答申が出る前に条例規制とともに結論を出すのは早急だということで、中間とりまとめの形で、この運行規制のあり方についても継続審議いただいたところであり、国の答申は出たが、その中で、現行の施策を継続した上で、27年に中間評価を行うということなので、その状況を踏まえつつ、あり方についても、さらに検討

していく必要があると考えている。

(福永委員)

状況や環境基準を守らなければならないことはよく分かっている。しかし、この15年間に、業界の経営環境が非常に圧迫されてきている。15年間に、トラックの値段が、約2倍になっている。しかし、その間、収益源は全く変わっていない。むしろまだ下がっている。トラックそのものの規制緩和がされるかということ、規制強化で、新基準が作られるたびに値段が上がってきている。そういう状況をクリアしながらここまで来たが、ここ2、3年は、それを動かす燃料そのものが高値安定で、3年前からみると5割上がっている。そういう状況なのにトラックの値段は上がる。新基準ができればまた上がるだろう。そういう状況の中で、業界は努力をしている。排ガス規制に伴う色々な装置を付けたりもしている。会員に要請しながら努力はしているが、限界が来ている。測定値を見ると、業界の努力目標である環境基準は十分クリアしている。この上、まだどういう状況になるのかを懸念している。審議内容とは違う話をしているようだが、その辺のことを考慮した上で施策を進めてもらいたいと思う。

(西村部会長代理)

意見ということで、提案ではないと理解させていただく。

(福永委員、了承)

(小林委員)

PM2.5の測定機の件について、県では現在何カ所に設置していて、国が出している標準的な整備数と比べると、兵庫県の整備率はどのくらいになっているのか。また、将来的にどの程度計画しているのか。もう一つ、去年、国の審議において、地方自治体ではとてもカバーしきれないため、国からの特別交付金を配慮するという話があったが、それに対して当時の水大気局長から「配慮します」との返事をいただいていた。現在、実際に特別交付金で配慮されているのかについても聞きたい。

(事務局)

測定局数については、国の基準に基づいて計算した必要局数というのがある。それが、今朝の新聞では27局と出ていた。実際には、政令市を除いた県が設置すべきエリアに、県が設置しているのは、国の試行事業も含めて7局である。今後、注意喚起のこともあるので、一般局を中心に加速度的に整備を進めていきたいと思っている。国の交付金については、新聞報道の限りではあるが、石原環境大臣が総務大臣に対し、配慮ができないかと掛けあったということは聞いているので、今後、国からそういう話があればと思っているところである。

(小林委員)

もう一点、説明を聞いて気付いたが、PM2.5の測定機は吸気口が垂直でなければならないということがあったと思う。そうすると、建物の中に測定機を置く場合、天井に穴を開けなければならない問題だということで、議論の際に、なぜそうするのか、L字ではだめなのかと言ったことがあるが、その点について技術的にどう捉えられているのか。

(事務局)

粒子なので、吸気口に向かっていて、曲がると慣性で壁にぶつかることがあると思う。事務処理基準の中にも、直管で設置するようにとある。屋内に設置する場合は天井に穴を開けないといけなくなるが、装置自体は雨風に耐えられ、外にも設置できる仕様になっているので、外に置ける状況であれば外に置くことも含めて設置場所を検討して行きたいと思っている。

(新澤委員)

PM2.5 について、ひょうご防災ネットでメールアドレスを登録している人はどのくらいいるのか。

(事務局)

項目が色々選べるようになっており、人数で言うと 20 万人、件数で言うと 70 万件と聞いている。

(新澤委員)

学校や、幼稚園等には連絡しているのか。

(事務局)

登録してもらえれば、そこにもメールは届くようになっている。

(新澤委員)

時代が違うのかもしれないが、光化学スモッグでは連絡するというのかあったが、PM2.5 についてはどうか。

(事務局)

今後、関係市町を集めて説明会を開いた上で、周知についてはさらに徹底して行きたいと思っている。

(西村部会長代理)

特に他に意見がないようなので、小委員会の報告をもって部会の報告としたいと思うが、よろしいか。

(異議無し)

答申案について水大気課主幹兼交通公害係長より説明(資料1-5、参考資料1-2)

(質疑)

特になし

(西村部会長代理)

特に意見がないようなので、この案をもって大気環境部会の決議としたいと思うが、よいか。

(異議無し)

(西村部会長代理)

本日は、鈴木環境審議会会長にも出席いただいているので、ただ今、当部会で決議されたディーゼル自動車等運行規制のあり方について、鈴木会長に了承いただければ、審議会の決議としたいと思う。鈴木会長、いかがか。

(鈴木会長)

特に問題ない。

(西村部会長代理)

ただ今、鈴木会長に了承いただいたので、本決議を審議会の決議として答申としたいと思う。

(鈴木会長、答申書に会長印を押印)

(鈴木会長から築谷部長に答申書手交)

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定の進捗状況について、事務局(水大気課主幹兼交通公害係長)の報告を聴取した(参考資料1-3)

(質疑)

特になし

議題(2)今後の地球温暖化対策の方針について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課計画係長)の説明を聴取した。(資料2-1、2-2、2-3)

(主な発言)

(岡田委員)

再生可能エネルギーの小水力発電について、悲観的な書き方がしてあるように感じる。環境省発表の数字を見ても同じようになっているが、小水力は、発電量は少なくとも地域に与える影響が大きい発電の仕方だと思う。今、日本科学技術振興機構のRISTEXで、温室効果ガスを少なくするための一つの戦略として、人口分散というのが考えられており、都市に集中している人口を中山間地に分散するだけでどれくらいの効果があるのかという計算がなされている(独)日本科学技術振興機構(JST)RISTEX研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」。その中で、「I/Uターナー者・全員参加による地域産業創生のための仕組みの開発研究」プロジェクト(研究代表九州大学島谷幸宏教授。委員もメンバー)が総務省の緑の分権の事業と組み合わせて、小水力発電を中心とした脱温暖化の地域づくり主体創成を研究しており、研究グループメンバーのパシフィックコンサルタンツがかなり数値的にも細かいものをはじき出している。そのあたりの研究成果を少し参照してみたらどうか。これは、エネルギー問題と地域の人口減少化の政策とをあわせて考えることが出来る計画なので、考えてみてはどうかと思う。

「水利問題等が面倒」と書いてあるが、だからこそ兵庫県では行ってほしい。揚水だけでなく、ため池発電も最近は小水力発電と言われているので、いなみ野あたりで、何か取り組みが出来るのではないかという希望を持っている。

(温暖化対策課長)

小水力発電は再生可能エネルギーの中では古くて新しいもので、100年ほど前から関

西電力を中心に、それなりの流量と落差がある所では大型のものが整備されてきている。ご指摘にあったように、地域でエネルギーを使っていくという観点から、農業用水を活用できる場所の調査が進んでいるところである。県では、農業用水については、農村環境室が毎年4～5箇所位を土地改良区と可能性調査を行っており、小水力だけでなく太陽光発電を水利施設の屋根に置けないかについても調査も行っている。3年ほど前から継続的に行われており、その中で若干可能性のある所については、具体的に言うと、来年度淡路島の鮎屋川ダムで導入予定である。そこでも20kWに届くかどうかといった規模だが、それでも比較的大きい方である。通常の水路になると、導入しても1kWかそれ未満の小幅なものにはなるが、活用について調査を引き続き地道にやっていると聞いている。先ほど指摘いただいた人口分散の観点からも、色々な研究の成果を参考にし、小規模ながらも導入可能性を引き続き検討していきたいと思っている。

(新澤委員)

再生可能エネルギーについては詳しく書いてあり、私が聞き逃したのかもしれないが、方針2～4の数値はこれから出てくるのか。

(温暖化対策課長)

方針2は従前からの部門別産業部門・家庭部門のCO<sub>2</sub>排出削減になる。冒頭の説明で十分に触れなかったかもしれないが、原発等との関係があり、国のエネルギー基本計画が白紙から見直され、2020年までの電源構成がなかなか定まらない状況である。そうすると、電力の排出係数がかかなり増えてくるのが想定され、そのような状況で、電力排出係数が無いままCO<sub>2</sub>削減の目標値を設定するのは非常に難しい。環境省がCOP19までに具体的な対策と目標値を定めるとあったが、以前の25%削減目標の時はロードマップという形でかなり細かく、例えば家庭部門でも各世帯に給湯器を全国で何百万台普及させるとか、再生可能エネルギーについても太陽光発電については事業系・家庭系合わせて5000万kWを目指す等、具体的なロードマップを示してもらっていた。今回はよりどころになるものが無いということもあり、方針2～5については方向性のみ定めさせて頂いた。CO<sub>2</sub>削減の数値目標については、出るかどうかは分からないが、11月の国のロードマップの目標値を踏まえて定めていきたい。

方針4だと、森林吸収の観点では、間伐の目標面積について、2020年に向けて県の他課室が目標を定めているものもあるので、もう一度検討していきたいと思っている。

(新澤委員)

対策方針が完全にできあがるのは、平成25年度末くらいか。

(温暖化対策課長)

対策方針とはCO<sub>2</sub>削減の数値目標抜きの方針のことで、暫定的なものとして6月を目処に一旦形にし、その後、秋のCOP19辺りの国の目標等を踏まえて、バージョンアップして第3次計画に持ち込みたいと考えている。

(西村部会長代理)

意見、提案があったが、事務局でこれらを踏まえ素案を手直しし、次回の審議会でその提案を改めてお願いしたいと思う。

(小林委員)

手続き的なことで、資料 2 - 1 の中で、今日の部会の後すぐパブコメをするような格好になってしまっている。来年度もう一度部会を開くのに、それが抜けている。資料としてはきちんと入れる必要がある。もう一点、11月の国の削減目標が決まったら、そのまますぐ計画を作るような書き方になっている。こちらも、この間に審議会を開き議論された上で計画が出されるが、資料 2 - 1 がそのまま出してしまうと良くない気がする。

もう一点、基本方針を作るに当たり、再生可能エネルギーを重点的にやりたい、それに数値目標を作りたいという策定のポイントは分かるが、「目標と対策方針」の部分の 1 に再生可能エネルギーの目標を出すのはおかしい。2 の方針 1 ~ 5 が先にあり、その方針に基づいて方針 1 にある再生可能エネルギー導入拡大を重点的に進めるということで、再生可能エネルギーの導入目標が出てくる、という方が流れとしては理解しやすいと思うが、どうか。

例えば、「現状と課題」のところの再生可能エネルギーについてはずらっと書いてあるが、4 の「主な部門ごとの課題」で省エネのことを書いてあるにも関わらず、「目標と対策方針」では省エネという言葉が全く消えてしまっている。再生可能エネルギーによる CO<sub>2</sub> 削減量よりも、省エネによる削減量の方がはるかに大きいと思う。そのことを考えた場合、この書き方をした時に、国の方針が出てきた段階で滑らないかという懸念がある。

( 温暖化対策課長 )

内部の検討の場でも、再エネを全面に出していこうということと、温暖化ということなので、従来からの再エネの横断的なテーマで、まず部門別があった後に横断的に再生可能エネルギーといった形のどちらがよいかという意見がでていたところである。指摘を踏まえ、再度整理させて頂きたい。

秋に国のものが出てきた時、全面的に見直す気持ちでいる。構成についても、今回の対策方針で一旦決めたものにこだわらず、国のものを踏まえて見直していけたらと考えている。

## 報告事項 ( 2 ) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業について

事務局 ( 環境政策課長 ) の報告を聴取した ( 資料 3 )

( 質疑、異議 )

質疑、異議等特になく、参加委員全員からの承認を得た。

閉 会 ( 16 : 45 )